



## 合併処理浄化槽への 転換に補助金を交付

市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。平成28年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、補助金の交付申請をしてください。

※市が予定している補助金額の上限に達した時点で、受付を締め切ります。

### ◎転換とは

建物の建て替え、増築、リフォームなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

### 【補助対象】

専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合です。

### 【補助金額】

5人槽の場合は15万円、7人槽の場合は18万円、10人槽の場合は21万円を限度として交付します。

また、単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去費用に対して撤去費補助を、単独処理浄化槽の場合は4万5千円、くみ取り槽の場合は3万円を限度として転換の補助金額に加算します。

## 単独処理浄化槽の撤去費用 補助金を増額します

平成28年度より、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際、単独処理浄化槽の撤去にかかる費用に交付する補助金について、これまでの上限3万円から上限を4万5千円まで引き上げます。  
なお、くみ取り槽の撤去費補助に関しては、昨年度同様3万円を上限として転換の補助金額に加算します。

※詳しくは、まちづくり推進課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

### 【お問い合わせ先】

まちづくり推進課（市役所2階）☎32・3957 / FAX33・2104  
Mail:machidukuri@city.ko  
matsushima.tokushima.jp

## 浄化槽設置の皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置のため、適切に維持管理（保守点検、清掃、法定検査）する必要があります。

### 保守点検は県の登録業者に

保守点検（点検、調整、修理や消毒剤の補給など）は、県の登録を受けた浄化槽保守点検業者が行います。

### 清掃は市の許可業者に

清掃（浄化槽内に溜まった汚泥を抜き取り、機器を洗浄）は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

### 法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃などのメンテナンス

スに加え、県の指定検査機関による左記検査を受検しなければなりません。

### ●浄化槽法第7条検査

使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に1回、主に設置状況を検査します。

### ●浄化槽法第11条検査

毎年1回、主に保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水が水質基準を満たしているか検査します。

### 【徳島県の指定検査機関】

公益社団法人徳島県環境技術センター（☎088・636・1234 / FAX088・636・1122）

## 国民年金保険料 学生納付特例制度を ご存知ですか？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生の方については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### 【対象となる学生】

大学、大学院、短期大学、高等専門学校などに在学する方で、学生本人の前年所得が所得基準（118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等）以下の方

### 【手続き】

学生証（写し）または在学証明書（原本）、年金手帳、印鑑を持参のうえ、健康増進課年金担当窓口（市役所1階③番窓口）で申請してください。  
※毎年申請が必要です。

### 【承認を受けた期間】

学生納付特例の承認を受けた期間中の障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合には、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。また、承認を受けた期間は老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。

### 【お問い合わせ先】

市健康増進課年金担当（市役所1階③番窓口）  
☎32・4120 / FAX35・0173  
Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp